

2026年7月13日

各 位

上場会社名 アールビバン株式会社
代表者 代表取締役会長兼社長 執行役員 野澤 克巳
(コード番号 7523)
問合せ先 取締役執行役員 経営企画室長 樋口 弘司
(TEL 03-5783-7171)

(訂正) MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

2026年7月10日に公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」につきまして、訂正すべき箇所がございましたので、下記の通り訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

【訂正箇所】

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等
(6) 公開買付けに係る重要な合意

(訂正前)

<前略>

その他、本取引基本契約書においては、前提条件（下記ア）、公開買付者、牧氏、カツコーポレーション、野澤氏及び当社による表明及び保証（下記イ）、各当事者の義務（下記ウ）、義務違反時又は表明保証違反時の補償義務（下記エ）、本契約の終了に関する規定（下記オ）、一般条項等が規定されております。

ア 前提条件

<中略>

- (イ) 野澤氏の義務の前提条件として、①当社の取締役会により、本公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議がされていること、②本特別委員会により、当社に対して、当該決議について肯定的な内容の答申が行われていること、③本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、そのおそれもないこと、④本取引基本契約書に基づき当社及び牧氏が履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されていること、⑤本取引基本契約書に基づき当社及び牧氏が履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されていること、⑥当社及び牧氏による表明及び保証がいずれも重要な点において真実かつ正確であること、⑦当社から、当社に関する重要事実が存在しないこと及び公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことの確認が得られていることが規定されております。
- (ウ) 牧氏の義務の前提条件として、①当社の取締役会により、本公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議がされていること、②本特別委員会により、当社に対して、当該決議について肯定的な内容の答申が行われていること、③本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、そのおそれもないこと、④本取引基本契約書に基づき当社及び牧氏が履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されていること、⑤本取引基本契約書に基づき当社、公開買付者、カツコーポレーション及び野澤氏が履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されていること、⑥当社、カツコーポレーション及び野澤氏による表明及び保証がいずれも重要な点において真実かつ正確であること、⑦当社から、当社に関する重要事実が存在しないこと及び公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことの確認が得られていることが規定されております。

<中略>

ウ 当事者の義務

<中略>

- (イ) 各当事者は、本取引基本契約書締結後に、①自らの表明及び保証に違反する事実若しくはそのおそれが生じた場合、又は、②自らの本契約上の義務違反若しくはそのおそれが生じた場合の事実関係の通知義務を負担しております。

<中略>

オ 本契約の終了

本取引基本契約書は、本公開買付けの決済の完了前に限り、①全当事者が、書面で本契約の終了につ

き合意した場合、②いずれかの当事者により本取引基本契約が本公開買付けの開始前に解除された場合、③公開買付者が、法その他適用ある法令等に従い、適法に本公開買付けを撤回した場合、④本公開買付けが不成立となった場合にのみ終了する旨が規定されております。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

その他、本取引基本契約書においては、前提条件（下記ア）、公開買付者、牧氏、カツコーポレーション、野澤氏及び当社による表明及び保証（下記イ）、各当事者の義務（下記ウ）、義務違反時又は表明保証違反時の補償義務（下記エ）、契約の終了に関する規定（下記オ）、一般条項等が規定されております。

ア 前提条件

＜中略＞

- (イ) 野澤氏の義務の前提条件として、①当社の取締役会により、本公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議がされていること、②本特別委員会により、当社に対して、当該決議について肯定的な内容の答申が行われていること、③本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、そのおそれもないこと、④本取引基本契約書に基づき当社及び牧氏が履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されていること、⑤当社及び牧氏による表明及び保証がいずれも重要な点において真実かつ正確であること、⑥当社から、当社に関する重要事実が存在しないこと及び公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことの確認が得られていることが規定されております。
- (ウ) 牧氏の義務の前提条件として、①当社の取締役会により、本公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議がされていること、②本特別委員会により、当社に対して、当該決議について肯定的な内容の答申が行われていること、③本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、そのおそれもないこと、④本取引基本契約書に基づき当社、公開買付者、カツコーポレーション及び野澤氏が履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されていること、⑤当社、公開買付者、カツコーポレーション及び野澤氏による表明及び保証がいずれも重要な点において真実かつ正確であること、⑥当社から、当社に関する重要事実が存在しないこと及び公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことの確認が得られていることが規定されております。

＜中略＞

ウ 当事者の義務

＜中略＞

- (イ) 各当事者は、本取引基本契約書締結後に、①自らの表明及び保証に違反する事実若しくはそのおそれが生じた場合、又は、②自らの契約上の義務違反若しくはそのおそれが生じた場合の事実関係の通知義務を負担しております。

＜中略＞

オ 契約の終了

本取引基本契約書は、本公開買付けの決済の完了前に限り、①全当事者が、書面で契約の終了につき合意した場合、②いずれかの当事者により本取引基本契約書が本公開買付けの開始前に解除された場合、③公開買付者が、法その他適用ある法令等に従い、適法に本公開買付けを撤回した場合、④本公開買付けが不成立となった場合にのみ終了する旨が規定されております。

＜後略＞

以 上